令和６年７月

公益社団法人日本産婦人科医会
会長　石渡　勇　殿

公益社団法人日本医師会
常任理事　濱口　欣也

産科婦人科医療機関におけるベースアップ評価料の算定について

令和６年度診療報酬改定の改定率は、＋0.88％（国費800億円程度（令和６年度予算額）となり、そのうち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種については、令和６年度にベア＋2.5％、令和７年度にベア＋2.0％を実施していくための特例的な対応としての0.61％の予算が確保されております。

その一環として、今回の診療報酬改定では、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」および「入院ベースアップ評価料」が新設され、本年６月より算定が開始されたところです。

ベースアップ評価料の全体像としては、まずは「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定額によって対象職員の賃上げを行い、当該賃上げが一定の水準に達しないと見込まれる場合、無床診療所においては「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を、病院および有床診療所においては「入院ベースアップ評価料」を算定することができることになっております。

ただし、厚生労働省より令和６年３月５日に示された「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（施設基準通知）では、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」および「入院ベースアップ評価料」の施設基準として、『当該保険医療機関において、以下に掲げる社会保険診療等に係る収入金額(以下、「社会保険診療等収入金額」という。)の合計額が、総収入の 100 の 80 を超えること。』と記載されております。

ご存じのとおり、出産育児一時金の原資は、国保・健保組合・協会けんぽ・共済組合といった各保険者が費用負担をしておりますが、上記の「社会保険診療等収入金額」の解釈として、出産育児一時金をどのように捉えるのか厚生労働省当局に照会をかけました。

その結果、出産育児一時金については、下記の「エ　助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(１の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。)」に該当するとの回答があったところです。

---

イ　健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)

ウ　予防接種(予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等その他医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)に規定する予防接種をいう。)に係る収入金額

エ　助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1 の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。)

オ　介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)

カ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費並びに同法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業に係る収入金額

キ　児童福祉法第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額

ク　国、地方公共団体及び保険者等が交付する補助金等に係る収入金額

---

　また、「ク　国、地方公共団体及び保険者等が交付する補助金等に係る収入金額」には、保険者が委託する健診が含まれる旨の疑義解釈※が示されていることから、妊婦検診も「社会保険診療等収入金額」に含まれるものと解釈できます。

　従って、初診料・再診料等を算定した日に算定できる「ベースアップ評価料」の算定を行うことにより、医療関係職員への賃上げが可能です。もし、評価料を算定しなければ当該医療機関は賃上げ可能な十分な収益が得られていると誤解され、令和 8 年度診療報酬改定では評価料のための財源が削減されてしまうかも知れません。今回 0.61%を賃上げに充てることを眼目に本体部分 0.88%+診療報酬改定が得られています。また本年度 2.5%、次年度は 2.0%という賃上げ率はあくまでも国の期待値です…ベースアップ評価料(Ⅱ)および入院ベースアップ評価料を算定するためには「総収入のうち保険診療が 80%以上」という規定がありますが、上記にありますように、検診料や出産育児一時金も保険診療として解

釈されるため、多くの産婦人科医療機関は保険診療 80%以上の医療機関に相当すると解釈出来ます(国へ疑義解釈確認済)。従って、評価料(Ⅰ)は全ての医療機関で可能、無床診は賃上げ率が不足であれば評価料(Ⅱ)で追加算定、あるいは産科有床診の場合、入院ベースアップ評価料の算定が可能です。結果、検診料や分娩料を増額せずに賃上げを行う目的で一定程度のベースアップが見込めます。

※令和 6 年 3 月 28 日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡
「疑義解釈資料の送付について（その 1）」 （別添 2）
問 14 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料及び訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準における「国、地方公共団体及び保険者等が交付する補助金等に係る収入金額」について、具体的な範囲如何。
（答）国、地方公共団体及び保険者等が交付する収入金額であって、保険医療機関等に交付されているものを指す。例えば、地方自治体による単独の補助事業、保険者が委託する健診、病院の運営に当てられる地方自治体からの繰入金等が含まれる。

産科婦人科医療機関におけるベースアップ評価料の算定に際しましては、以上の内容を参考にしていただければ幸いです。

なお、ベースアップ評価料の算定を行うためには、各地方厚生局に施設基準の届け出を行う必要があります。令和 6 年 6 月 1 日から算定を行うための届出期間は、令和 6 年 5 月 2 日から 6 月 3 日までとなっておりますが、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」については届出期限が 6 月 21 日まで延長されました。

また、上記期限が過ぎた場合であっても、令和 6 年 7 月以降の算定は可能です。今からでも遅くありませんので、ベースアップ評価料の算定ならびに医療従事者の賃上げへのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

【参考動画】
日本医師会メンバーズルーム内
都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会（令和 6 年 6 月 6 日）
「ベースアップ評価料と医療 DX 加算のポイントについて」
（https://www.med.or.jp/japanese/members/flv_movie/20240606syaho/）

※日本医師会メンバーズルーム内に動画を公開しております。日本医師会会員の先生におかれましては、ログインの上ご覧いただくことが可能です。